



Title	アメリカにおける懲罰的損害賠償の憲法的考察
Author(s)	橋本, 倫明
Citation	北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル, 3, 265-278
Issue Date	1996-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/22277
Type	departmental bulletin paper
File Information	3_P265-278.pdf



アメリカにおける懲罰的損害賠償の 憲法的考察

橋 本 倫 明

目 次

第1章 問題の所在	266
第2章 懲罰的損害賠償についての伝統的立場	266
第3章 伝統的立場の変化	268
第4章 懲罰的損害賠償に対する憲法的規制	271

第1章 問題の所在

1. 懲罰的損害賠償 (punitive damages) とは、第2次不法行為法リステイトメント §908 によれば、補償的 (compensatory) 損害賠償と異なり、非道な (outrageous) 行為について行為者を罰し、その行為者、その他の者が将来同様の行為をするのを抑止するために科される損害賠償である。それは主に不法行為について被告の悪意 (evil motive)、他者の権利に対する未必の故意ないし認識ある過失による無関心 (reckless indifference) が認められる場合に科されうる。そして、その額を算定する場合には、事実認定者 (trier) は被告の行為の性格 (character)、すなわち被告が引き起こした、または引き起こすつもりだった原告への危害 (harm) の性質 (nature)、程度 (extent) および被告の資力について適切に考慮しなければならない。

また、この賠償は不法な (wrongful) 行為の処罰と抑止のために科されるという点で刑罰としての罰金 (fine) と目的を同じくするが、受取手が国家ではなく民事訴訟に勝訴した原告であるという点で両者は異なる¹⁾。

2. 懲罰的損害賠償制度は、1984年の *Silkwood v. Kerr-McGee Corp.*²⁾ において合衆国最高裁判所裁判官 White が「懲罰的損害賠償は、久しく伝統的な州の不法行為法の一部になってきた」³⁾ と述べたことや、1991年の *Pacific Mutual Life Insurance Co. v. Haslip* (以下、*Haslip*)⁴⁾ において合衆国最高裁判所裁判官 Scalia が「punitive あるいは “exemplary” damages というものは長い間 Anglo-American law の一部となってきた」⁵⁾ と述べたことから明らかなように、従来、アメリカ法の伝統的な制度とみなされてきた。

ところが、合衆国連邦最高裁判所は、前掲 *Haslip* 判決において、懲罰的損害賠償を科す州のコモン・ロー上の手続が場合によっては合衆国憲法第14修正のデュー・プロセス違反になりうると判断し、1994年の *Honda Motor Co., Ltd v. Oberg*

(以下、*Honda*)⁶⁾ および、1996年の *BMW OF NORTH AMERICA, Inc., v. Gore* (以下、*BMW*)⁷⁾ において実際に違憲判決を下すに到った。近年の一連の判決は、合衆国憲法と伝統的な州のコモン・ローの間の従来関係に生じた変化の帰結であると考えられる。

本論文の目的は、このような変化の一部として近年の判決を位置付け、最終的に、州法に対して合衆国憲法によるどのような規制が加えられたのかを示すことにある。

第2章 懲罰的損害賠償についての伝統的立場

1. 懲罰的損害賠償の起源は、合衆国の成立に先立つ。それを、古代法に広く見られる重疊的損害賠償 (multiple damages) にまで遡及して、ローマ法の2倍額、4倍額賠償に連なる制度としてとらえる者もあれば⁸⁾、1989年の *Browning-Ferris Industries v. Kelco Disposal, Inc.* (以下、*Browning-Ferris*)⁹⁾ における合衆国最高裁判所裁判官 O'Connor のように、13世紀のイギリスの制度に起源を求める者もある¹⁰⁾。

いずれにせよ、コモン・ロー上の制度として登場した最初は、1763年のイギリスにおける *Huckle v. Money*¹¹⁾ と *Wilkes v. Wood*¹²⁾ であるとするのが定説である¹³⁾。これらの判決例は、国王と議会の対決する政治状況下で、違法な令状に従って搜索差押さえを行った公務員に対して不法侵害 (trespass) が認められた事案である。

実損を上回る額が懲罰的損害賠償 (exemplary damages) として認められた理由として、マグナ・カルタに違反して原告の自由を侵害した公務員に対する陪審の憤りと、同様の不法行為の再発抑止を裁判官はあげている¹⁴⁾。他方で、*Huckle v. Money* は、高額な損害賠償額が裁判官によって取り消されうることも示している¹⁵⁾。また、この判決は、ほとんど金銭的、身体的損害が存在しないにもかかわらず懲罰的損害賠償が認められた事案として、第1次不法行為法リステイトメント (1939) §908 にも引用されている¹⁶⁾。

2. 懲罰的損害賠償が、確立されたコモン・ローであるとした最初の合衆国最高裁判所の判決は、1851年のDay v. Woodwooth (以下、Day)¹⁷⁾であるといわれている¹⁸⁾。これは、水車のダムを破壊したことについての不法侵害の事件で、損害賠償額の算定基準が争われた事案である。

この事案で、合衆国最高裁判所裁判官Grierは、「不法侵害訴訟や、あらゆる不法行為訴訟において、陪審が、原告への補償の基準ではなく、被告の行為の非道さ(enormity)の観点から、被告に対して、exemplary, punitive, または vindictive damages と呼ばれる損害賠償を科すことは、十分に確立されたコモン・ローの原理(well-established principle of the common law)である。法廷意見は、この原則の妥当性が、何人かの著作者から問題とされていることに注意する。しかし、もし100年以上の判決の反復が、何が法(the law)であるかの最良の説明だとするならば、その問題は論争の余地がない¹⁹⁾、と述べた。

この判決は、懲罰的損害賠償の合憲性の先例であるとされているが²⁰⁾、この判決の懲罰的損害賠償についての言及は傍論の中でのことなので、懲罰的損害賠償の合憲性の先例としての権威に疑問を呈する意見もある²¹⁾。たとえば、1983年のSmith v. Wade (以下、Smith)²²⁾において、合衆国最高裁判所裁判官Brennanは、「Day判決は懲罰的損害賠償の争点(issue)について何も示さなかった。合衆国最高裁判所は、単に申し立てられた費用と報酬(costs and fees)の争点に対する付随的資料(side light)の一つとして懲罰的損害賠償について論じたに過ぎない」と述べている²³⁾。

3. Day判決に続いて、懲罰的損害賠償の合憲性について判示したのは、1885年のMissouri Pacific R. Co. v. Humes (以下、Humes)²⁴⁾である。これは、鉄道から生じた損害について、実損の2倍額賠償を認めるMissouriの立法が、合衆国憲法第14修正のデュー・プロセスによらざる財産の剝奪であるとして争われた事案である²⁵⁾。

この判決において、合衆国最高裁判所裁判官

Fieldは、法(the law)は被害者を救済するのみならず、不法行為者を懲罰するために、社会の利益と被害者の利益の混合した懲罰的損害賠償を与えることを陪審に認めていると主張し、「そういった付加的損害賠償を容認する知恵は、実務の長い連続によって証明される²⁶⁾」とのべて、Day判決を踏襲した。また、本判決は、「合衆国最高裁判所の裁判権は、合衆国の憲法、法律(laws)、条約の下で請求される権利が侵害されない限り、発動されない。合衆国最高裁判所は、無分別(ill advised)で抑圧的(oppressive)な州の立法のあらゆる行為からの難民のための港ではない。私人の不法行為を処罰によって抑制することは、全ての州の義務である²⁷⁾」と述べて、不法行為法の領域に於ける合衆国最高裁判所の役割を限定的に解した。

この判決で、他に注目すべき点は、懲罰的損害賠償が鉄道事故のような不法行為の抑止に効果があるとされたこと²⁸⁾、懲罰的損害賠償を科す陪審の裁量を規制するいかなる明確な準則(definite rules)も存在しないとされたことである²⁹⁾。

4. 合衆国最高裁判所の判決にも引用される権威であるMcCormickも、前述の判例と同じ立場をとる³⁰⁾。彼は、懲罰的損害賠償についての賛否両論を検討し、この制度に対する批判に対して逐一反論を加える³¹⁾。

彼が依拠するのは、第1に、この制度が広く普及しており、合衆国裁判所でも認められているということ、第2に、私人に実損以上の損害賠償を認めることで、刑事訴追をまぬがれた犯罪を訴追する動機づけ(incentive)をあたえ、理論上犯罪とみなし得るような、名誉毀損、暴行といった不法行為を抑止する効果が、この制度にはあること、第3に、懲罰的損害賠償は民事手続で科されるので、刑事手続におよぶ憲法上の保護はおよばないが、歴史的にはこの制度は憲法と調和してきたということ、である³²⁾。

これらのうち第1、第2の主張は、Day判決、Humes判決と一致する。第3の主張は、判決ではないが、第1次不法行為法リステイトメント

(1939) に、懲罰的損害賠償は刑事法上の罰金 (fine) とは異なる、との対応する表現を見出す³³⁾。

また、McCormick は、懲罰的損害賠償が陪審によって濫用された場合について、事実審と上訴審における裁判官の審査によって額は是正されうるとする³⁴⁾。裁判官が評決を覆しうるということは、Huckle v. Money でも述べられており³⁵⁾、不法行為法リステイメントにも懲罰的損害賠償の濫用を是正する手段として明記されている³⁶⁾。

5. この問題に関する判例、権威書などの主張は、以下のように整理できる。

第1に、懲罰的損害賠償は、確立したコモン・ローとして普及し、実務も反復されている。第2に、批判はあっても、この制度は、不法行為の抑止に機能している。第3に、この制度は、民事手続で科されるので、刑事法上の罰金とは異なる。第4に、これを科す陪審の裁量は広い。評決の逸脱は、裁判官によって是正されうる。第5に、不法行為法は、州の管轄であり、懲罰的損害賠償は、合衆国最高裁判所の審査になじまない。

こうした考えは、近年の判決でも見られる。たとえば、本論文の冒頭で引用した Scalia 裁判官や、White 裁判官の意見は、懲罰的損害賠償が、長い間、コモン・ローの一部であったと述べている³⁷⁾。また、Haslip 判決において、O'Connor 裁判官は、「懲罰的損害賠償は強力な武器である。賢明に、抑制的に科されるなら、正当な州の利益を増進する潜在的な力を有している」³⁸⁾として、この制度が有益な効果を与えることを認めた。1989年の、Juzwin v. Amtorg Trading Corp. (以下、Juzwin)³⁹⁾において、合衆国地方裁判所裁判官 Sarokin は、「懲罰的損害賠償は、明白に、裁判で創られる民事的救済 (civil remedy) であり、刑罰 (criminal penalty) になることを意図されない」⁴⁰⁾、と述べて、懲罰的損害賠償と刑罰を峻別した。

Honda 判決における、合衆国最高裁判所裁判官 Ginsburg の意見によれば、18, 19 世紀に、アメリカの陪審は、大きな権威を有しており、不確実な

損害を評価する排他的機能を果たしていた。また、彼は、19 世紀の裁判官は、陪審が、気まぐれ、衝動、偏見に基づいて決定した損害賠償額を取り消す権威を持っていると主張していたが、滅多にこれを行使しなかったとして、伝統的に広い裁量を陪審が行使してきたとした⁴¹⁾。なお、1974 年の、Gertz v. Welch (以下、Gertz)⁴²⁾において、White 裁判官は、McCormick を引用して、事実審、上訴審の裁判官が、評決を是正しうると述べている⁴³⁾。

連邦制について、Haslip 判決における、Scalia 裁判官は、懲罰的損害賠償のコモン・ロー上の実務を制限、廃止する権力は、州に存すると述べ、合衆国の役割を消極的に解した⁴⁴⁾。なお、BMW 判決における、Ginsburg 裁判官も、同様の主張を展開している⁴⁵⁾。

6. 以上に見てきたように、懲罰的損害賠償についての一定の見方が、一貫して、今日まで存続している。そうした伝統的とも言える立場は、今日、主張される場合は、懲罰的損害賠償への合衆国憲法の適用を抑制するような文脈でのことが多く、従来も、同様な機能をはたしてきたと考えられる。しかし、本論文の冒頭で示したように、近年、懲罰的損害賠償への憲法適用は実現しており、このことは、前述したような伝統的立場に、変化が生じた結果であると考えられる。

第3章 伝統的立場の変化

1. 近年の一連の憲法判断を、懲罰的損害賠償の高額化の帰結とする者もある⁴⁶⁾。たしかに、Browning-Ferris 判決や、Haslip 判決における O'Connor 裁判官の意見は、懲罰的損害賠償の高額化の歯止めとして、懲罰的損害賠償の憲法的規制を求めるものであり⁴⁷⁾、額の高騰が重要な論点であるのは事実である。また、1983 年の Smith 判決において、Brennan 裁判官は、懲罰的損害賠償は、不必要な訴訟の奨励や、有益な行為の制限といったコストによってその有益性を覆されるに到ったと述べたが⁴⁸⁾、1970 年代半ば以降、80 年代、90 年代に、アメリカが経験した州レベルでの不法

行為法改革で、槍玉に挙げられたのが懲罰的損害賠償であった⁴⁹⁾。

こうした流れを受けてか、第2次不法行為法リステイメント(1979)§908も、第1次には無かった、懲罰的損害賠償への批判と制限についての記載をもうけ、州レベルでの改革の動きの紹介を行っている⁵⁰⁾。この背景について、Honda判決において、合衆国最高裁判所裁判官 Stevens は、「巨大な、州際、多国籍企業の発生は、恣意的な懲罰的損害賠償と、バイアスのかかった陪審の問題を増大させた⁵¹⁾と説明している。

このような新たな事態の発生が、伝統的な立場を動揺させ、憲法適用へと道を開いたと考えられる。

2. 他方で、懲罰的損害賠償に対する近年の憲法適用の動きを、連邦制の問題としてとらえようとする者もある⁵²⁾。それによると、federalismの問題は、今日の合衆国最高裁判所の係争事件に、一貫して潜在しているという。また、いわゆる Rehnquist Court は、州権に対して同情的であり、合衆国最高裁判所の「反連邦主義的心情」(anti-federalist sentiment)の成長は明らかで、多くの係争事件に影響を与えているとされる⁵³⁾。この立場によれば、過去10年間の、懲罰的損害賠償への憲法適用を求める法廷闘争が、見るべき成果を残さなかったのも、合衆国最高裁判所の反連邦主義的立場のせいだということになる⁵⁴⁾。しかし、この主張には、再検討が必要である。

確かに、前章で示したように、懲罰的損害賠償を州の管轄であるとして、合衆国の役割を限定的にとらえる立場は、今日の判決にも見られる。ところが、他方で、本論文の冒頭で示したように、近年、懲罰的損害賠償に合衆国憲法による規制が加えられるに到ったのも事実である。反連邦主義的な限定があるにせよ、この事実は、懲罰的損害賠償への合衆国憲法の適用に抑制的な、伝統的立場の修正によってもたらされたと考えられる。

その修正の時期であるが、判例を検討する限り、いわゆる Warren Court, Burger Court の時期で

あると言えそうである。

まず、懲罰的損害賠償に対して、合衆国憲法第1修正を適用した Gertz 判決と、同第8修正の過大な罰金禁止条項(excessive fines clause)、同第14修正のデュー・プロセス条項の適用可能性を初めて示唆したとされる、1986年の、Aetna Life Ins. Co. v. Lavoie (以下、Aetna)⁵⁵⁾は、合衆国最高裁判所首席裁判官 Burger の時代の判例である。そして、Gertz判決の依拠する先例は、それまで州の管轄とされてきたコモン・ロー上の名誉毀損の領域に、初めて合衆国憲法第1修正を適用した、1964年の、New York Times Co. v. Sullivan (以下、Sullivan)⁵⁶⁾であるが、これは、合衆国最高裁判所首席裁判官 Warren の時代の判例である。

合衆国最高裁判所首席裁判官 Rehnquist の指揮する裁判所に比べて、Warren, Burger の裁判所は、activist court であって、このことが、懲罰的損害賠償への憲法適用に道を開いたとも考えられる⁵⁷⁾。1988年の、Bankers Life and Cas. Co. v. Greshow (以下、Greshow)⁵⁸⁾において、懲罰的損害賠償への憲法適用の問題は、Rehnquist Court にひきつがれた。合衆国最高裁判所裁判官 Marshall は、州レベルでの、懲罰的損害賠償額制限の努力をあらかじめ閉ざすべきでないとして、憲法判断を留保したが、憲法適用は否定しなかった⁵⁹⁾。

3. 以上に示したように、懲罰的損害賠償の濫用という問題と、Warren, Burger の先例の流れとが合致して、近年の一連の憲法判断が現れたといえそうである。

しかし、気をつけなければならないのは、懲罰的損害賠償について、Warren, Burger Court が問題にしたのが、必ずしも額の大きさだけではなかったということである⁶⁰⁾。

すなわち、労働争議参加を理由に工場から閉め出された被用者が、使用者を訴えた事案である、1958年の、International Union, U. A., A. & I. W. v. Russell⁶¹⁾において、Warren 首席裁判官は、労働者組織に従うことが、陪審の評決に否定

的影響を与えているということを示唆したが⁶²⁾、同様に、労働争議を理由に使用者が被用者を訴えた事案である、1979年の、*Electrical Workers v. Foust*⁶³⁾において、Marshall 裁判官は、「労組、経営者、少数派の意見に対する、共同体の敵意が、懲罰的損害賠償に表現を見出す」⁶⁴⁾と述べて、陪審の恣意的評決を問題とした。また、共産主義者であるとの報道が虚偽であったとして、*John Birch Society* が名誉毀損で訴えられた事案である、1974年の、*Gertz* 判決⁶⁵⁾において、合衆国最高裁判所裁判官 Powell は、「ほとんどの法域で、額についての陪審の裁量は、額が過大でないことという緩い法準則によって制限されているに過ぎない。当然、陪審は、実際に引き起こされた危害と何の関係も必要とされない、予測不可能な懲罰的損害賠償を算定している。そして、彼らは、人気のない考えを選択的に処罰するために、自由に裁量を行使するに任されている」⁶⁶⁾と述べ、懲罰的損害賠償は、メディアの自己検閲の危険を不必要に増大させるとした⁶⁷⁾。

結局、*Gertz* 判決で、公的問題(public or general interest)に関する名誉毀損の場合には、現実的悪意の明白かつ確信的立証がない限り、懲罰的損害賠償を科すことは合衆国憲法第1修正違反とされることとなった⁶⁸⁾。なお、この判決は、コモン・ローへの憲法的手続規制として、第2次不法行為法リステイメントに明記された⁶⁹⁾。

このように、Warren, Burger Court の時期に問題とされていたのは、懲罰的損害賠償の額というよりも、額の高額化を含めた、濫用をもたらす手続のほうであった。また、こうした流れを受けてか、第2次不法行為法リステイメントは、懲罰的損害賠償額を算定する陪審の裁量を、第1次とは異なり、「健全な(sound)裁量」という限定を付した形で規定している⁷⁰⁾。

4. 近年の判決との関連で問題となると思われるのは、合衆国最高裁判所が、懲罰的損害賠償についての憲法的規制を加える場合に、手続と額のいずれに注目しているかということである。前述の

ように、Warren, Burger Court は手続にこだわっているが、これは、「私的罰金(private fines)」⁷¹⁾あるいは、「民事上の罰金(civil fines)」⁷²⁾と呼ばれるように、懲罰的損害賠償が、不法行為の懲罰と抑止を目的とする「準刑事法的(quasi-criminal)」⁷³⁾な性質を有しているからだと考えられる。

このことは、近年の一連の判決でも、懲罰的損害賠償の額よりも、高額化を初めとする、濫用をもたらす手続のほうの問題とされていることからもうかがえる。

たとえば、*Haslip* 判決において、合衆国最高裁判所裁判官 Blackmun は、懲罰的損害賠償が準刑事法的であるということ自体は、憲法判断に解答を与えないとしつつも⁷⁴⁾、「無制限の陪審の裁量や、無制限の裁判官の裁量による懲罰的損害賠償算定が、憲法的感覚を不快にする極端な結果を生じるのを認めねばならない」⁷⁵⁾と述べた。また、1993年の、*TXO Production Corp. v. Alliance Resources Corp.*(以下、TXO)⁷⁶⁾において、合衆国最高裁判所裁判官 Kennedy は、バイアス、衝動、偏見による額ならば、額の大きさにかかわらず、違憲であるとした⁷⁷⁾。

さらに、Stevens 裁判官は、*BMW* 判決において、被告の行為に、「厳しい刑罰と同様の懲罰的損害賠償」を正当化する、十分な悪性の強さが必要とされる、ということを示した⁷⁸⁾。

このように、科された効果が刑罰と等しいため、額に関わりなく、濫用が警戒されているのだと考えられる。

5. 以上で検討してきたことから、懲罰的損害賠償に対する合衆国憲法適用についての、近年の一連の判決は、以下のような背景の下で出されたと考えられる。

まず、懲罰的損害賠償に対する合衆国憲法の適用を抑制してきた伝統的立場も、懲罰的損害賠償が、刑罰的性質を有していることは認めていた。また、Warren, Burger Court の時期に、そうした刑罰的性質を有する制度が濫用された場合に

は、合衆国憲法の保障する連邦的利益が侵害される危険性があることが認識され、そのような場合には合衆国憲法が適用されうると判断されるに至った。これによって、伝統的立場が強調してきた、州と連邦の壁がクリアされた⁷⁹⁾。

そして、額の高騰といった濫用が全米的に問題化したこと⁸⁰⁾、伝統的立場の主張してきた懲罰的損害賠償の有用性が揺らぎ、懲罰的損害賠償に対して、現実に合衆国憲法が適用される可能性が生じ、他方で、適用を求める声も高まった。このため、一連の憲法判断がなされるに至ったのである。

第4章 懲罰的損害賠償に対する憲法的規制

1. ここで問題となる条項は、1989年のBrowning-Ferris判決で焦点となった、第8修正の過大な罰金禁止条項と、1991年のHaslip判決で焦点となった、第14修正のデュー・プロセス条項である⁸¹⁾。

Juzwin判決においてSarokin裁判官が指摘したように、第8修正の適用のためには、対象となる制度が、本質的に刑事法的であることを必要とするが⁸²⁾、第14修正は刑事、民事を問わない⁸³⁾。すなわち、第8修正の適用のためには、懲罰的損害賠償が、本質的に刑事法的であることを示す必要がある。

他方、デュー・プロセス条項についてはさらに、いわゆる手続的デュー・プロセスの問題と実体的デュー・プロセスの問題が区別されうが⁸⁴⁾、前者は、懲罰的損害賠償を科す手続が、デュー・プロセス違反とされる場合であり、後者は、科された懲罰的損害賠償が、デュー・プロセスによらざる財産剥奪とされる場合である⁸⁵⁾。しかし、実際には、判決において、手続的問題と実体的問題は、錯綜している。

以下においては、まず判例の流れを示し、それを整理することで、今日、懲罰的損害賠償に科されている憲法的規制の姿を示す。

2. 懲罰的損害賠償に対する、第8修正の適用可

能性について最初に判断したのは、Browning-Ferris判決⁸⁶⁾で、これは、ライバル会社の事業を妨害したゴミ処理業者が、契約関係への干渉を理由に、51,146ドルの補償的損害賠償と、600万ドルの懲罰的損害賠償を科されたVermontの事案である。この事案では、結局、第8修正は、私人間の訴訟における懲罰的損害賠償には適用されないとの判断がなされ⁸⁷⁾、例外的に適用される場合として、政府が懲罰的損害賠償を請求する場合と、懲罰的損害賠償額の一部について政府が受け取る権利を有する場合の二つが示された⁸⁸⁾。

3. Browning-Ferris判決では、第14修正の判断は他日に譲られたが、この分野が、今日までもっとも多くの憲法判断がなされている領域である。

第14修正の適用可能性について最初に判断したのは、Haslip判決である⁸⁹⁾。これは、詐欺を反復してきた保険外交員の保険詐欺について、使用者責任に問われた保険会社に、20万ドルの補償的損害賠償と、84万ドルの懲罰的損害賠償が科されたAlabamaの事案である。法廷意見は、不法行為の重大性、同様の行為の抑止の必要性を考慮するように説示された陪審が額を決定し、その決定の合理性を、事実審と上訴審の審査で保障するという伝統的な、common-law methodによる懲罰的損害賠償算定方法自体は、デュー・プロセスに合致するとした⁹⁰⁾。

ただし、額を算定する陪審と裁判官の裁量が無制限であるような場合は、デュー・プロセス違反がありうるとし、それは、合理性性(reasonableness)の一般的考慮で審査されるとした⁹¹⁾。

本件では、十分な説示と、十分な評決の事後的審査によって、陪審の裁量は抑制されていたとして、合憲判断が下された⁹²⁾。しかし、その一方で法廷意見は、補償的損害賠償の4倍、実損の200倍という額は、違憲に近いとした⁹³⁾。

額の大きさについて、Haslipの基準が改良されたのが⁹⁴⁾、TXO判決⁹⁵⁾である。これは、石油、天然ガスの採掘についての鉱区使用料の減額を狙った手権限詐欺を行ったとされた大企業が、州内で同

様の詐欺を反復していたことから、19,000ドルの損害賠償と、1,000万ドルの懲罰的損害賠償を科された West Virginia の事案である。

この判決の多数意見は、懲罰的損害賠償額が、デュー・プロセス違反となり得るほど grossly excessive であるかの審査基準として、合理性の一般的考慮の基準を採用する⁹⁶⁾。そして、詐欺の反復による潜在的危害の額、被告の不誠実さ (bad faith)、巨大な反復的詐欺の存在、被告の資力といった要素に照らして、本件の額は、州に許された権力を超えるほど過大ではなかったとした⁹⁷⁾。

懲罰的損害賠償を科す手続について、後の判決で問題となった論点は、潜在的危険に依拠して巨額の懲罰的損害賠償を算定することが許されていることについての事前の告知がなされていなかったのは、違憲的に曖昧であるとの主張である。これに対しては、先行する法が、重大な不法行為について懲罰的損害賠償が科されうることを示していれば、デュー・プロセスの要求する事前の告知は充足されているとされた⁹⁸⁾。

懲罰的損害賠償について、初の違憲判決が出されたのは、Honda 判決⁹⁹⁾においてである。これは、過大な懲罰的損害賠償額を是正する力を裁判所に認めない、Oregon の州憲法の規定が、デュー・プロセス違反とされた事案である。この判決の法廷意見は、本件において、額の審査を考慮せずに憲法の要求する手続の確定に専心した。そして、伝統的に認められてきた、確立したコモン・ローの手続保障である、額の大きさについての司法審査を廃止することは、違憲であるとした¹⁰⁰⁾。そして、陪審の裁量に対する事前の規制は、事後的規制の代用を果たさないとされた¹⁰¹⁾。

一方、Honda 判決で後日に譲られていた、懲罰的損害賠償の額の問題に答えたのが、BMW 判決¹⁰²⁾である。これは、額に対する、初の違憲判決でもある。

本件は、運搬途上で生じた自動車の塗装の傷を塗り直したという事実を隠蔽した自動車会社の行為が、塗り直した自動車の購入者によって詐欺として訴えられ、40,000ドルの自動車の、塗り直し

による価値減少分 4,000ドルが補償的損害賠償として認められるとともに、被告が州外でも同様の行為を 983 件も反復していたことから、400万ドルの懲罰的損害賠償が科されるに到ったという Alabama の事案である。なお、懲罰的損害賠償額の算定について、州外の行為まで考慮したことから、州最高裁判所によって、額は 200 万ドルまで減額された。

この判決の多数意見は、被告の行為の非難可能性の程度、実際に生じた危険、または生じえた潜在的危険と額との均衡、同種の問題についての立法との比較、という 3 つのガイドポストを立て、本件の不法行為が、実損の 500 倍もの懲罰を正当化しうるとは考えられず、したがって、本件の懲罰的損害賠償額は、処罰の厳しさについての事前の告知を欠いたものであり、違憲的に grossly excessive であるとした。

4. 近年の判決で明らかにされた、懲罰的損害賠償におよぼ合衆国憲法による規制を整理すると以下ようになる。

まず、国家によって請求される場合と、懲罰的損害賠償の額の一部について国家が取り分を請求しえる場合は、第 8 修正の適用がありうる。ただし、違憲とされうる場合の基準は、定かではない。

また、懲罰的損害賠償を科す手続において、陪審、裁判官の裁量が十分に規制されていない場合は、第 14 修正が適用されうる。

具体的に憲法が要求する手続としては、以下のものがある。第一に懲罰、抑止という懲罰的損害賠償の目的と、被告の行為の重大性を明示することで、適切な額を算定するよう陪審を促す説示をする。第二に懲罰と不法行為の合理的均衡を考慮することで、陪審の裁量の逸脱を是正する裁判官による事後的審査をする。

第三に事前の規制は、事後の規制の代用をなさないとき、事後的審査を廃止することは違憲とされた。

この第三に関しては、逆に、事前の規制が廃止された場合はどうなのかという問題がある。また、

額を算定する裁量を無制限に行行使得るような状態におくような、違憲的手続はどのようなものかという問題については、まだ十分に判断されていない¹⁰³⁾。

ただし、不法行為の非難可能性の考慮、不法行為によって、生じた危険、または生じうべき潜在的危険と額の均衡、類似の行為に対する、立法の定めた処罰との比較というガイドポストを合理的に考慮することで、違憲的に過大な場合を審査しようとされている。

たとえば、非難可能性の少ない場合に巨額の懲罰的損害賠償を科すことは、厳しい処罰を科す場合に憲法が要求する処罰の厳しさの事前の告知を欠いた処罰として、違憲とされうるとされた。

また、危険と額の均衡については、実損の4倍は違憲に近いとされ、実損とは別に潜在的危険がある場合は、その10倍までの額が許されるとされた。なお、正当な理由無く、実損の500倍の懲罰的損害賠償を科すことは違憲とされた。この場合に気をつけなければならないのは、額の大きさが違憲のではなく、あくまで大きい額を科すような手続を理由に違憲が判示されているということである。これは、合衆国憲法は伝統的コモン・ローの手続¹⁰⁴⁾を保障しているだけであり、伝統的手続が額の審査を含んでいるために、合衆国憲法が額の制限を要求しているかのような外観を示しているにすぎないということである¹⁰⁵⁾。

5. 以上が、近年、合衆国最高裁判所が判断した、懲罰的損害賠償についての憲法的規制のあらましである。

未解決の問題として残されているのは、集団不法行為訴訟が第14修正違反となる場合の問題と、懲罰的損害賠償への、第5修正の二重の危険禁止条項の適用可能性の問題である。

複数原告による懲罰的損害賠償の重疊的請求が、違憲となりうることは、下級審判決にこれを示唆するものがあるが¹⁰⁶⁾、合衆国最高裁判所の判断が待たれる。二重の危険禁止条項については、懲罰的損害賠償の事案ではないが、医療サービス

会社の経営者が、虚偽のサービス申告によって、メディケアへの国庫負担に損失を生じさせたことについて、刑事処罰に続き、制定法上の、民事制裁(civil penalty)が科されたNew Yorkの事案である、1989年のU. S. v. Halper¹⁰⁷⁾が参考になる。

Blackmun 裁判官は、第5修正の適用の可否を決定するのは、問題となる民事制裁が、punishment か否かであり、その審査基準は、損害の救済という立法目的と、実際に科された額との均衡であるとしている。均衡を失って過大な場合に、憲法適用が問題となりうるのである。ただし、私人間の訴訟には第5修正はおよばないとされ、政府の訴追する事案に適用は限られている。この点につき、Browning-Ferris 判決とも考え合わせると、不確実な要素は残るが、第5修正は、政府の訴追する場合および、懲罰的損害賠償の一部を政府に納める場合に、適用されうると判断されるのではないか。

現時点で懲罰的損害賠償への憲法適用が、将来、どのような結果をもたらすかを考察することは困難である。従ってここでは、州レベルでの不法行為法改革の流れと考え併せて、従来、独自の法準則を有していなかった、「民事法と刑事法の間領域の制度」を規律する法準則が形成されつつあるのではないかとする説もあるということを指摘するにとどめておきたい¹⁰⁸⁾。

- 1) Restatement (Second) of Torts (1979) §908, Comment a.
- 2) 464 U. S. 238 (1984).
- 3) Id. at 255 (法廷意見).
- 4) 499 U. S. 1 (1991). 本件の判例評釈に 105 Harv. L. Rev. 177, 216 (1991). がある。
- 5) Id. at 25 (同意意見).
- 6) 512 U. S. —, 114 S. Ct. 2331 (1994). 本件の判例評釈に 108 Harv. L. Rev. 139, 211. がある。
- 7) 116 S. Ct. 1589 (1996).
- 8) L. SCHLUETER & K. LEDDEN, PUNI-

- TIVE DAMAGES (3rd ed. 1995) ch. 1.
- 9) 492 U. S. 257 (1989). 本件の判例評釈に 103 Harv. L. Rev. 137, 198 (1989). がある。
- 10) Id. at 282 (一部反対一部同意意見). 同様の見解は R. BLATT et al, PUNITIVE DAMAGES (1991, supp. 1993). なお, 70 Harv. L. Rev. 517 (1957). は, 1278 年の立法に起源を求め一方, 損害賠償額の算定について, 陪審に伝統的に無制限な裁量が認められていたことに, この制度が判例上に出現した根拠を求めている。
- 11) 95 Eng. Rep. 768. Huckle は, Wilkes のパンフレットを印刷していた印刷所の職員
- 12) 98 Eng. Rep. 489. Wilkes は, 議会派の論客で, 国王評判の論陣を張っていた
- 13) SCHLUETER & REDDEN, supra, note 8. §1. 3.
- 14) Huckle, supra, note 11. at 769. Wilkes, supra, note 12. at 490.
- 15) Huckle, supra, note 11. at 768.
- 16) Restatement (First) of Torts (1939) Comment c.
- 17) 54 U. S. (13 How) 362 (1851).
- 18) BLATT supra, note 10. §2. 3 c.
- 19) Day, supra, note 17. at 370 (法廷意見).
- 20) BLATT supra, note 18.
- 21) SCHLUETER & REDDEN, supra, note 8. §3. 1.
- 22) 460 U. S. 30 (1983).
- 23) Id. at 41 footnote 9 (法廷意見).
- 24) 115 U. S. 512 (1885).
- 25) 本判決を懲罰的損害賠償の合憲性についての先例として扱っているのは, 105 Harv. L. Rev. supra, note 4. BLATT supra, note 10. なお, SCHLUETER & REDDEN, supra, note 8. は, 注で触れるのみ。at §3. 1.
- 26) Humes, supra, note 24. at 521 (法廷意見).
- 27) Id. at 520-521 (法廷意見).
- 28) Id. at 521-523 (法廷意見).
- 29) Id. at 521 (法廷意見). 70 Harv. L. Rev. supra, note 10. も, 損害賠償額算定についての陪審の裁量は, 伝統的に無制限だったとする。at 519.
- 30) McCORMICK, LAW ON DAMAGES (1935).
- 31) Id. at §77.
- 32) Id. at §§77, 78.
- 33) Restatement (First) supra, note 16. Comment a. また, Second にも同様の規定がある。supra, note 1.
- 34) McCORMICK, supra, note 30. §77. 70 Harv. L. Rev. supra, note 10. によれば, 18 世紀初めまでに, 裁判所は, 目に余る過大な評決を取り消しうる権力を手に入れたという。at 519.
- 35) Huckle, supra, note 15.
- 36) First, Second 双方に同様の規定がある。supra, note 1. Comment d. supra, note 16. Comment d.
- 37) note 3., 5.
- 38) Haslip, supra, note 4. at 42 (反対意見).
- 39) 705 F. Supp. 1053 (D. N. J. 1989).
- 40) Id. at 1059, 1060 (法廷意見).
- 41) Honda, supra, note 6. at 2348, 2349 (反対意見).
- 42) 418 U. S. 323 (1974).
- 43) Id. at 397 (反対意見).
- 44) Haslip, supra, note 4. at 39 (同意意見).
- 45) (反対意見)
- 46) BLATT supra, note 10. §2. 4 A.
- 47) Haslip, supra, note 4. at 61 (反対意見). Browning-Ferris, supra, note 9. at 282 (反対意見).
- 48) Smith, supra, note 22. at 59 (法廷意見).
- 49) L. Spayd, America, the plaintiff, The Washington Post, March 5, 1995 Sunday. は, 懲罰的損害賠償の行使を「経済的自殺」であるとする。これに対して, M. Middleton, A Changing Landscape, 56 ABA Journal August 1995. は, 不法行為法改革の動きに批判的な立

- 場をとり、懲罰的損害賠償への批判の根拠を疑う。なお、R. C. Reuben, *Plaintiffs Rarely Win Punitives, Study Says*, 26 ABA Journal October 1995. は、民事訴訟システムを破壊した元凶は、懲罰的損害賠償ではないとする。
- 50) Restatement (Second) *supra*, note 1. Comment f.
- 51) Honda, *supra*, note 6. at 2340 (法廷意見). もっとも、PL のような領域では、懲罰的損害賠償は、企業の不法行為を抑止するのに必要な手段であるとする声もある。たとえば、Tournament of Torts, *The Washington post*, March 23, 1995 Thursday. は “Car makers do not make safe cars, Lawyers make safe cars” との言葉を載せている。
- 52) R. C. Reuben, *If the Punishment Fits*, 54 ABA Journal November 1995.
- 53) Reuben, *supra*, note 52. また、合衆国最高裁の係争事件にたいし、連邦主義についての判断に注目してコメントしたものに、D. G. Savage, *The Supreme Court Goes Back To Work*, 62 ABA Journal October 1995.
- 54) 混乱した州の不法行為に対して、とりあえず、PL 等、特定の分野について、共和党の支配する合衆国議会によって、連邦の統一法を立法する努力がなされている Middleton, *supra*, note 49. これに対して、州権との抵触、連邦の肥大化を理由にした反対論があり、反連邦主義的風潮は、合衆国最高裁判所だけのものではないと考えられる。反対論については、A. Lewis, *Senate Backs Plan To Limit Damages In All Civil Cases*, *The New York Times*, May 4 1995, Thursday. B. Weiser, *Tort Reform’s Promise, Peril*, *The Washington Post*, September 14 1995, Thursday.
- 55) 475 U. S. 830 (1986). Burger 首席裁判官自身が法廷意見を書き、全員一致判決であった。BLATT, *supra*, note 10. §2. 5 A. は、本判決を、懲罰的損害賠償に対する憲法的規制を求め、法廷闘争を活気づけた先例として位置づける。
- 56) 376 U. S. 254 (1964). King 牧師を擁護するために行われた、Alabama への批判が名誉毀損に問われた事案。Gertz 判決における White 裁判官の反対意見によれば、本判決以前に、名誉毀損法は、200 年にわたって、州の管轄とされ、合衆国憲法第 1 修正の適用はないとされてきた。 *supra*, note 42. at 369, 384.
- 57) *ENCYCLOPEDIA OF THE AMERICAN CONSTITUTION*, (1986) at 176-182. は、Warren Court を戦後アメリカの進歩主義と楽天主義を体現するものとし、これに対して Burger Court は、Nixon の影響と、Vietnam War, Watergate 以後の社会問題の解決に対する不信、政治不信を反映して、Warren Court の先例を引き継ぐリベラルな側面を持つ一方で、あまり平等主義的でなく、州権を尊重する（特に刑事手続において）保守的な側面も併せ持つことになったとする。at 182. D. Howard, *Chief Enigma*, 66 ABA Journal October 1995. は、Burger Court の、Warren Court を引き継ぐ activist court の側面に注目し、保守化が抑制された要因として、Burger Court の非イデオロギー的で、プラグマチックな性格を指摘する。at 68.
- 58) 486 U. S. 71 (1988).
- 59) *Id.* at 80 (法廷意見). 第 14 修正と、第 8 修正について検討がなされ、第 8 修正の論点については、上訴人が根拠条文を明示しなかったので判断されなかった。BLATT, *supra*, note 10. §2. 5 C. によれば、本判決は、合衆国裁判所が、懲罰的損害賠償について積極的立場をとったとも、消極的立場をとったとも理解され得たという。
- 60) 薬害訴訟における懲罰的損害賠償の重疊的請求の事案である、1967 年の、Roginsky v. Richardson-Merrill, Inc. 378 F. 2d 832 (2d, Cir.) において、合衆国控訴裁判所裁判官 Friendly の法廷意見は、重疊的請求による額の高額化を問題にするが、立証責任の加重の方

- 向で問題を解決している。at 851.
- BLATT, *supra*, note 10. は、懲罰的損害賠償に対する合憲性の挑戦を、1818-1885, 1970-1985, 1986-1989, 1991-, の4つの時期に分けているが、Burger Court の時期に当たる第2期についての記述で、額の問題に触れていない。
- 61) 356 U. S. 634 (1958).
- 62) *Id.* at 651 (反対意見).
- 63) 442 U. S. 42 (1979).
- 64) *Id.* at 50 footnote 14 (法廷意見).
- 65) Gertz, *supra*, note 42.
- 66) *Id.* at 350 (法廷意見).
- 67) *Id.*
- 68) Sullivan 判決, *supra*, note 56. は、公務員に対する名誉毀損の事案。Gertz 判決は、私人についての事案に Sullivan の憲法的基準を拡張した。これについて、懲罰的損害賠償を改革する機会を州から奪い、硬直した憲法的基準を押しつけるものであるとの、White 裁判官の反対意見がある。 *supra*, note 42. at 396-398.
- 69) Restatement (First) *supra*, note 1. §621 Comment d.
ここに規定されている *supra*, note 68. の基準は、Sullivan 判決の Brennan 裁判官による法廷意見で、「憲法的保障が要求する連邦の法準則」とよばれたものである。 *supra*, note 56. at 283.
- 70) §908 Comment d. また、Comment d. の表題も、第1次の“Power of jury”から、“Function of jury”にトーンダウンしている。
- 71) Gertz 判決における Powell 裁判官の法廷意見 *supra*, note 42. at 350.
- 72) Haslip 判決における O'Connor 裁判官の一部反対一部同意意見 *supra*, note 4. at 54.
- 73) Smith 判決における Brennan 裁判官の法廷意見 *supra*, note 22. at 59.
- 74) Haslip, *supra*, note 4. at 18 (法廷意見).
- 75) *Id.* at 19.
- 76) 509 U. S. 443 (1993).
- 77) *Id.* at 482 (一部同意意見).
- 78) BMW, *supra*, note 7. at 1626, (法廷意見).
- 79) Haslip 判決における Scalia 裁判官による同意意見は、デュー・プロセスの解釈の変化を検討し、1930年代からの「組み込み(incorporation)理論」の登場が、コモン・ローと合衆国憲法との関係に大きな変化を与えたとする。 *supra*, note 4. at 34.
- 80) 懲罰的損害賠償が、改革を必要とするほど濫用されているかどうかについては、議論がある。 *supra*, note 48.
- 81) BLATT, *supra*, note 10. Ch. 2. は、憲法上の論点について、実際に憲法判断が下された第8, 第14修正についてのみ触れる。SCHLUETER & REDDEN, *supra*, note 8. Ch. 3. は、理論的に問題となりうるものについても触れる。一見として明らかなように、懲罰的損害賠償の憲法的規制についての判例には、第1, 第8修正の規律する、権利章典上の権利との抵触についての流れと、第14修正の規律する、恣意的財産剥奪の禁止の流れとがある。これが自由権保護についての二重の基準に対応する区別なのかは判らない。
- 82) Juzwin, *supra*, note 39. at 1059 (法廷意見).
- 83) *Id.* at 1060.
- 84) 濫用的で、無根拠な判断は、どのようになされたかにかかわらず、実体的デュー・プロセスに違反する。専断的判断は、目的の正当性にかかわらず、手続的デュー・プロセスに違反する。デュー・プロセスの請求は、国家が、適切な判断手続によって危害を科したということの問題にせず、実際に用いらた手続の適切さを問題とする場合には、実体的というより、手続的なものである。 *supra*, note 57. at 1465. また、政府の行為が、実体的デュー・プロセスに違反したということは、その行為が、法の形式を守りながらも、憲法の定めた、政府が法の名の下に人々に成し得ることの範囲についての基本的制限を不当に縮めているということである。実体的デュー・プロセスは、単なる私的目的に

- 反する公的なものを国家の執行力が有することを要求し、やむにやまれぬ必要がないかぎり、政府が行使しえない一定の手段を定義し、政府の正当な公的目的を達成しうる、より侵害的でない手段を明示しない限り無規制であるような、行為の一定の側面を規定する、といったことで、政府権力を制限する。at 1796.
- 85) SCHLUETER & REDDEN, at §§3. 3, 3. 4.
- 86) *Browning-Ferris*, supra, note 9. Blackmunの法廷意見に同調したのは、Rehnquist, White, Marshall, Scalia, Kennedy。他に、Brennanの同意意見にMarshallが同調。O'Connorの一部反対一部同意意見に、Stevensが同調。
- 87) Id. at 275.
- 88) Id. at 264.
- 89) Haslip, supra, note 4. Blackmunの法廷意見に同調したのは、Rehnquist, White, Marshall, Stevens。Scalia, Kennedyがそれぞれ同意意見。O'Connorが反対意見。
- 90) Id. at 15.
- 91) Id. at 18.
- 92) Id. at 20.
- 93) Id. at 23.
- 94) TXO, supra, note 76. Stevensの意見に同調したのは、Rehnquist, Blackmun。他に、Kennedyが一部同意、Scaliaの同意意見にThomasが同調。O'Connorの反対意見にWhiteが同調、Souterが一部同調した。
- 95) BMW判決のStevens裁判官の法廷意見 supra, note 7. at 1628,
- 96) TXO, supra, note 76. at 469.
- 97) Id. at 476.
- 98) Id. at 480-481. 陪審への説示の十分性についての論点は、州裁レベルで争われなかったため、判断されなかった。
- 99) *Honda*, supra, note 6. Stevensの法廷意見に、Blackmun, O'Connor, Kennedy, Souter, Thomasが同調した。Scaliaが同意意見。Ginsburgの反対意見に、Rehnquistが同調した。
- 100) Id. at 2339-2341. また、伝統的な、コモン・ローの基本的な手続保障は、あまりに基本的なもので、わずかの保障しか与えないとされた。
- 101) Id. at 2341. Oregon以外に事後的審査を廃止した例はないとしている。
- 102) BMW, supra, note 7. Stevensの意見に同調したのが、O'Connor, Kennedy, Souter, Breyerである。Breyerの同意意見に、O'Connor, Souterが同調。Scaliaの反対意見に、Thomasが同調。Ginsburgの反対意見に、Rehnquistが同調。
- 103) Haslip, supra, note 4. at 23 footnote 11. は、立証責任の加重を憲法は要求していないとした。Haslipは、懲罰的損害賠償の制度自体は合憲とし、運用上の違憲がありうるとしているので、違憲となりうる具体的手続の判断はケースバイケースにならざるをえないだろう。例えば、Haslip, TXO, BMWという一連の判決は、懲罰的損害賠償の対象とされた不法行為が反復的詐欺の事案であり、他の不法行為類型の場合は異なる考慮がありうる。また、HaslipとTXOでそれぞれ実損の4倍、潜在的危険性の10倍という合憲の限界とみられる数字が示されたが、BMWによれば潜在的危険がある場合は後者が適用され、潜在的危険がない場合は前者が適用されるというのがTXOで立てられた基準であると考えられる。ところが、BMWはそもそも不法行為の悪性の程度が軽く、懲罰的損害賠償を科しえない事案であるのに、敢えてTXOの基準を適用して解決しているようにみえる。本来、懲罰的損害賠償を科しえる悪性と、高額の懲罰的損害賠償を科しうる悪性とは区別され、従って前者のない場合に懲罰的損害賠償を科してしまった場合と、後者のない場合に懲罰的損害賠償を科してしまった場合とは異なるため、それぞれに適用される基準も違うものであって、TXOの基準は後者の場合のみ適用されるものであるように思われるが、近年の判決だけではこの点がはっきりしない。

104) 合衆国最高裁判所のいう伝統的手続き, 陪審の裁量への規制が加えられた姿を示しており, 本当に伝統的であるかには疑問がある。つまり, 伝統的立場は「十分な説示」を要求していないのに, 最高裁はこれを伝統的手続としている。最高裁の立場は, 健全な陪審の裁量を要求する第2次不法行為方リステイトメントと軌を一にしており, 結果的に, 州法を尊重するといいいながら, 伝統的立場を超えて, 陪審裁量より規制された懲罰的損害賠償の姿を連邦基準として全州に押しつけた形になっている。ただし, 裁判官が, 額の審査をなし得ることについては, 伝統的立場も異論がない。

105) BMW 判決は, 違憲的に grossly exessive であるとの結論でありながら, その理由を処罰の厳しさについての事前の告知がされなかったことに求めている。TXO において O'Connor 裁判官の反対意見は, 陪審の裁量逸脱の判定が困難なため, 伝統的に, 額の大きさが裁量逸脱の判定資料とされてきたとしているが, BMW は, 最高裁もこの立場をとっていることを示していると考えられる。直接, 合衆国憲法が最額の懲罰的損害賠償を禁じているとしないで, 伝統的手続に則り, 手続の違憲の資料として額を審査すると主張する理由は, TXO 判決における Scalia 裁判官の同意意見に見られるような, 合衆国憲法が高額の損害賠償を禁止する実体的デュー・プロセスの明文規定を置いていないのに合衆国憲法に基づいて額を問題にすることは, 明文にない実体的デュー・プロセスの権利を認めることになる, との批判を回避することにあると思われる。また, 伝統的手続の保障という形で実質的に額の制限をすることで, 高額な損害賠償の禁止のような実体的権利保障は州法の管轄であるとの批判も回避しうる。すなわち, 第14修正と伝統的手続の合わせ技で, 明文にない権利が保障されたのと同じ結果がもたらされていると考えられる。

106) Juzwin, *supra*, note 39.

107) 490 U. S. 435 (1989). 本件の判例評釈としては, Z. Glickman, CIVL SANCTIONS AND THE DOUBLE JEOPERDY CLAUSE: APPI YING THE MULTIPLEE PUNISHMENT DOCTRINE TO PARALLEL PROCEEDINGS AFTER UNITED STATES V. HALPER, 76 Virginia Law Review 1251 (1990).

108) R. Mckown, Punitive Damages: State Trends And Developments 14 Rev. Litig. 419, 426 (1995).